

1/6
(水)

和寒フォートクラブ写真展のお知らせ

図書館ロビーで、和寒フォートクラブによる写真展を開催します。
四季折々の風景写真など、たくさんの作品を展示しますので、多くの皆様のご来館をお待ちしています。

- 日 時 1月6日(水)から1月31日(日)(月曜休館)
午前10時から午後6時まで
- 場 所 図書館 ロビー
- 主 催 和寒フォートクラブ

■詳しくは図書館まで(TEL32-4646)

1/13
(水)~

寒い冬には、室内でニュースポーツ!!

健康維持・増進を目的に、小さなスペースを使って誰でもできるニュースポーツやレクリエーションを行います。パラリンピックの競技にもなっているボッチャや、室内ゲートボール球を利用したニュースポーツなどで、頭と体を使い、心身共に健康になりましょう!皆さまお誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

- 日 程 令和3年1月13日、20日、27日
2月10日、17日、24日
3月3日、10日、17日 いずれも水曜日
- 時 間 午前10時30分~ 1時間程度
- 場 所 図書館 視聴覚室
- 申 込 み 1月12日(火)×切
- 募集定員 20名(定員になり次第×切)
- 参 加 料 1回につき100円
- 持 ち 物 飲み物、タオル等
- 感染対策 消毒、換気など基本的な感染症対策を行います。
参加者の方も手指消毒、マスク着用などにご協力ください。

■詳しくは指定管理者一般財団法人和寒町スポーツ協会(TEL32-4470)



1/14
(木)~

保養センターの森めぐり湯・変わり湯で温まりませんか

2021年最初の『変わり湯』は「木炭湯」です。この湯には、保温・美肌効果があります。なめらかなお湯の「木炭湯」でほっこりあたたまりませんか。

また、1月の『森めぐり湯』は、「ヒノキの湯」・「マツの湯」をご用意します。自然の香りとぬくもりでリフレッシュしませんか。

新年の初湯にも、ぜひ保養センターをご利用ください。

- 日 時
『変わり湯』
1月17日(日)「木炭湯」
『森めぐり湯』
1月14日(木)「ヒノキの湯」
1月28日(木)「マツの湯」

- 時 間 午後3時30分~午後9時00分

大晦日も開館します!

- 営業時間 令和2年12月31日(木)
午後3時30分~午後9時00分まで
※令和2年12月29日(火)は、保養センターの大掃除のため、休館致します。

■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)

1/19
(火)

悩みや困りごとの相談会を開催します

暮らしに関する悩みごと、困りごとについて、ひとりで悩まずにご相談ください。(仕事、お金、家族、人との関係のことなど)一緒に解決方法を考えます。

- 開催日時：令和3年1月19日(火)
①午後1時～午後1時50分 ②午後2時～午後2時50分
- 開催場所：保健福祉センター
- 申込方法：開催日の前日までに電話、FAX、メールで予約【要事前予約】
- 申込先：自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
電話 0166-38-8800 FAX0166-33-0021 メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp
- 相談料：無料
- その他：「かみかわ生活あんしんセンター」の相談支援員が対応します。

■詳しくは保健福祉課福祉係まで(TEL32-2000)

1/22
(金)

糖尿病教室のお知らせ

体を動かす機会が減ってはいませんか？運動は筋肉を維持し血糖値の改善に効果があります。足の筋肉を意識した30分程度の軽い運動を行いますので、お気軽にご参加ください。

- 日時 1月22日(金)午後1時30分～午後3時
- 場所 保健福祉センター(1階 多目的ホール)
- テーマ 「知っておきたい 糖尿病と筋肉の関係」
講師 理学療法士 中川 絵里子 氏
- 対象 糖尿病と診断を受けた方、糖尿病予備群と言われている方、そのご家族
- 申込 1月21日(木)までに保健福祉課保健係までお願いいたします。
- その他 ・感染症予防として、参加人数は20人までとさせていただきます。
(希望者が多い場合は、二部に分けて実施します。その際は個別にご連絡いたします)
・参加される方は、当日マスクの着用と、会場にて体温測定、手指消毒をお願いします。
・発熱や風邪症状のある方、体調不良の方は参加をお控えください。
・感染症の動向によっては、教室を延期または中止させていただく場合があります。

運動を行いますので、
動きやすい服装で
お越しください。



■詳しくは保健福祉課保健係まで(TEL32-2000)

年末年始のマイナンバーカードに関する手続き休止について

下記の期間は、マイナンバーカードの受け取り・更新、電子証明書の新規発行・更新、マイナポイントの予約・申込など、マイナンバーカードに関する手続きを行うことができませんのでご注意ください。

休止期間 12月29日(火)～1月5日(火)

※12月29日(火)・30日(水)は開庁しておりますが、システムの都合により取り扱いできません。

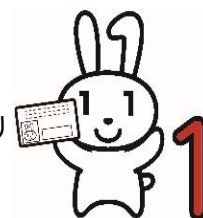
【マイナンバーカードの受け取り方法】

原則申請した本人が来庁し、受け取りをお願いします。

15歳未満の方は法定代理人(親権者)と一緒に来庁をお願いします。

※入院中や身体が不自由などの理由により本人の来庁が難しく、代理人による受け取り希望される場合は事前にご相談ください。

※仕事や学校の都合を理由にした代理人のお手続きはできません。



■詳しくは住民課お客さま窓口係まで(TEL32-2500・2422)

令和3年消防出初式中止について

令和3年1月8日(金)に予定しておりました消防出初式につきまして、新型コロナウイルス感染防止のため中止といたしましたので、お知らせします。寒い時期ですが、火災の無いまちづくりにご協力をお願いします。



■詳しくは消防署和寒支署まで(TEL32-2119)

全町レディースミニバレー大会中止のお知らせ

ミニバレー協会が令和3年2月14日(日)に開催を予定していた「第20回全町レディースミニバレー大会」は、新型コロナウイルスの感染防止のため、中止することとしました。

参加を予定していた方には申し訳ございませんが、今後とも、当協会へのご協力をお願いいたします。

■詳しくはミニバレー協会事務局 赤石和子(TEL32-4470)まで

令和3年成人式延期のお知らせ

令和3年1月10日に予定しておりました成人式は新型コロナウイルスの感染拡大により道の集対策期間が延長となったため、8月に延期することといたしました。

新しい日程が決まり次第、改めてご案内いたしますので、何とぞご理解の程よろしくお願いたします。



■詳しくは教育推進課社会教育係まで(TEL.32-2477)

申請お忘れはあ
りませんか？

新型コロナウイルス感染症の影響による税と保険料の減免

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料																						
減免対象者	(1) 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症で死亡か重い傷病を負った世帯の方 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等（事業、給与、不動産、山林に限る）が減少し、次のアからウの全てにあてはまる世帯の方 ア 主たる生計維持者の事業収入等（保険金等で補償された額は除く）が前年の収入額の70%以下に減ったこと。 イ 減少した事業収入等以外の前年所得の合計が400万円以下であること。 ウ 主たる生計維持者の前年の所得が1,000万円以下であること。		(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等（事業、給与、不動産、山林に限る）が減少し、左記のアとイのいずれにもあてはまる世帯の方																						
減免額	上記(1)の場合 全額 (2)の場合 減少した収入に基づき計算した保険税(料)に下記の減免割合を適用した額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300万円以下</td><td>10割</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>8割</td></tr> <tr><td>550万円以下</td><td>6割</td></tr> <tr><td>750万円以下</td><td>4割</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>2割</td></tr> <tr><td>廃業・失業</td><td>10割</td></tr> </tbody> </table>		前年の合計所得	減免割合	300万円以下	10割	400万円以下	8割	550万円以下	6割	750万円以下	4割	1,000万円以下	2割	廃業・失業	10割	上記(1)の場合 全額 (2)の場合 減少した収入に基づき計算した保険料に下記の減免割合を適用した額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200万円以下</td><td>10割</td></tr> <tr><td>200万円超</td><td>8割</td></tr> <tr><td>廃業・失業</td><td>10割</td></tr> </tbody> </table>	前年の合計所得	減免割合	200万円以下	10割	200万円超	8割	廃業・失業	10割
前年の合計所得	減免割合																								
300万円以下	10割																								
400万円以下	8割																								
550万円以下	6割																								
750万円以下	4割																								
1,000万円以下	2割																								
廃業・失業	10割																								
前年の合計所得	減免割合																								
200万円以下	10割																								
200万円超	8割																								
廃業・失業	10割																								
申請期限	令和3年3月31日(水)																								
必要書類	申請には、主たる生計維持者の要件により次の書類が必要です。 【死亡の場合】……………死亡診断書、死体検案書または死亡診断書に準ずる医師による証明書 【重篤な傷病を負った場合】……………医師の診断書 【事業等を廃止した場合】……………事業廃止届等、事実確認ができる書類 【失業した場合】……………雇用保険被保険者離職票等、失業したことがわかる書類 【事業収入等が減少した場合】……………給与明細、帳簿等の写し等、収入の減少がわかる書類 ※令和3年1月1日以降の申請は令和2年中の見込収入ではなく、確定した収入で計算します。 (例) 確定申告書・源泉徴収票など																								
お問い合わせ先	住民課保険医療係まで (Tel32-2422)	保健福祉課介護保険係まで (Tel32-2000)																							

支援対象期
間が延長！

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者への傷病手当金の支給

支給対象者	次の条件をすべて満たす方 (1) 和寒町国民健康保険被保険者又は北海道後期高齢者医療被保険者であること (2) 勤務先から給与の支払いを受けている被用者であること (3) 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること (4) 就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかったこと
支給対象期間	就労できなかった期間のうち、最初の3日間連続して仕事を休んだ期間(待機期間)を除いた4日目以降の休みの期間(入院が継続する場合は最長1年6か月) ※4日目の休みが令和2年1月1日から令和3年3月31日までの期間に属することが必要
支給対象日数	就労対象期間において、就労を予定していた日数
支給金額	$(\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{支給対象日数}$
申請期限	休業した日の翌日から起算して2年間 ※申請される場合は事前にお問い合わせください。
お問い合わせ先	住民課保険医療係まで (Tel32-2422)

中小企業事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 令和3年度分の固定資産税の軽減措置について

■概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減します。

■軽減措置を受ける要件

一定の収入の減少があった中小事業者等（原則として業種を限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合を軽減します。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

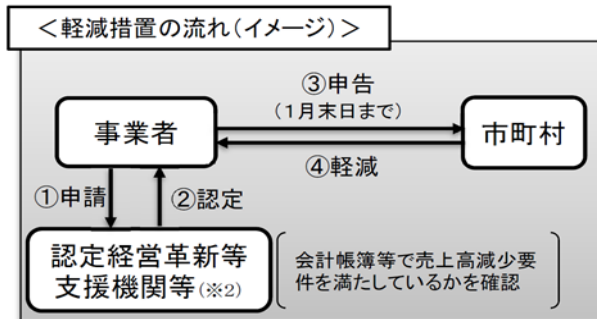
30%以上 50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額

○償却資産と事業用家屋を対象とします。

○令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（※）の認定を受けて各市町村に申告した者に適用します。虚偽の記載をした場合の罰則を設けます。

○当該措置は令和3年度の課税分に限定します。

（※）税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）



■詳しくは住民課税務係まで(TEL32-2422)

運転免許証の更新時講習は有効期限内に済ませてください

運転免許証の更新時講習は、運転免許証の有効期限内に終えなければなりません。

住所地の警察署（和寒町民の方は士別警察署）で運転免許証の交付（後日交付）を受ける場合は、事前に警察署で更新手続きを終えた後に、更新時講習を受講してください。

70歳以上の方は、事前に高齢者講習の案内がありますので、早めに自動車学校に予約をしてください。また、入院等で期間内に手続きができないときは、警察署に問い合わせをご確認ください。

●1月～3月の運転免許更新時講習日程

【優良運転者講習（30分間）】

- ・和寒町民センター会場
1月7日（木）18:00 3月4日（木）18:00
- ・士別市民文化センター会場
1月14日（木）13:00 1月21日（木）18:00
2月4日（木）13:00 2月18日（木）18:00
3月11日（木）13:00 3月17日（水）18:00
- ・剣淵町民センター会場
2月3日（水）18:00



【一般・違反・初回 運転者講習】

・士別市民文化センター会場

一般運転者講習（1時間）	違反運転者講習（2時間）	初回更新者講習（2時間）
1月21日（木） 19:00	1月14日（木） 14:00	2月4日（木） 14:00
2月18日（木） 19:00	2月10日（水） 18:00	
3月17日（水） 19:00	3月11日（木） 14:00	

■詳しくは士別地区交通安全協会連合会(士別警察署内)まで(TEL23-0110)